

< 技術職員と事務職員の特集 >

筑波大学教職員組合は人事院登録団体・全国大学高専教職員組合(全大教)の構成員です。

全大教は6月13日、文部科学大臣宛「2003年度級別定数(昇格)配分に関する要望書」に基づき、文科省と2003年度昇格配分基準に関する「会見」を行いました。

文科省は、本年の回答で、「かなりのものについて、各大学において昇格者を選考できるようにした」と答えています。従来にも増して、大学で職員が組合に加入し、人事担当課長等との折衝・交渉等を行うことが重要になっています。

2003年度文科省級別定数配分基準

1、全大教要求に対する文科省回答

(1) 2003年度の前進面

行(一)係長5級(事務、図書、施設系技術)

50歳以下の係長については、在級を1年短縮。

50歳以上の係長については、係長歴を1年短縮。

係長歴3年は在級10年という縛りを廃止。

図書系係長については、号俸制限の廃止。

技術専門職員の6級定数配分基準の改善:「在級8年」

(56才)の年齢をはずし、在級9年を8年として、在級を1年短縮。

技術専門職員、技術専門職、教室技術職員5級

4-18号俸以上の号俸制限の廃止。

技術専門職員4級

2種職員、号俸制限の廃止及び年齢を1才短縮(36才 35才)。

3種職員、号俸制限の廃止及び年齢を1才短縮(36才 35才、37才 36才)。

その他職員、号俸制限の廃止及び年齢を1才短縮(37才 36才)。

医療職(二)薬剤主任の5級

基準の緩和。

医療職(三)4級、看護師長

部下数の大幅緩和。

(2) 定数配布の全般的回答

早い定数配布ということで文科省として最大限努力した。

基準に関しては、定数事情が大変厳しいが、できるところは改善した。

行政職員では、5級、6級あたりを中心に力を入れて改善をはかった。

これまで人事院承認を必要としていた職種について、協議が不要になった。

医療職(二)の2級～6級、医療職(三)の4級～7級の全級について定数配布時に昇格できるように通知している。

定数配布にあたって、各機関において自主的、自律的な給与決定を促進する観点から、従来、暫定名簿をつけて配布していたものについて、かなりを廃止して各機関において昇格者を選考できるようにした。配布された級別定数を有効に活用できるよう改善をはかった。

全体とすると、ここ数年にない改善・改訂をはかったと思っている。

(3) 具体的要求に関する回答

全大教 配分基準については、行(一)退職時8級の実現、当面だれでも退職時級を6级以上とする立場から、職種間均衡の配慮、在級歴、年齢による改善を重視すること。

文科省 国家公務員全体の級別定数の増強については、国の財政事情や民間の雇用状況等から全体的に非常に厳しいものとなっている。文部科学省としては、職員の処遇、世代間の公平性の確保の観点から、最低限、従前の級別定数配布基準を維持するとともに少しでも基準の緩和をはかれるよう必要な定数の確保に努めてきた。平成15年度の級別定数の配布については別途明らかにしているが、6級に関して言えば、技術専門職員の配布基準の緩和を行ってきた。

全大教 昇格定数配分にあたっては、団塊世代対策と各級高位号俸者の改善に留意して配分すること。特に、団塊世代の職員の6級昇格は世代間の公平をはかり、従前の昇格水準が維持できるようにすること。

文科省 従前から回答しているように、文科省としても団塊世代の処遇の重要性は認識している。必要な級別定数の確保をはかるとともに、級別定数の配布については従前の昇格基準を維持しつつ、少しでも早期の昇格がはかれるよう努力しているところである。6級昇格については申し上げたとおり。各職種の高位号俸者については、高位号俸であることだけを持って昇格させるということは困難である。職制定数の増とか上位級定数の拡大に伴った級別定数配布基準の緩和の中で、自ずと昇格時期の改善がはかれるものと考えている。

全大教 昇格の実施(発令)は4月1日とすること。ひきつづき配分時期の改善をはかるため努力すること。

文科省 昇格の実施については大部分が4月1日に実施できる定数確保を行っている。ただ一部の職種、具体的に言えば行(一)の二級、三級で、職員間の均衡をはかる必要性から年度途中の実施も行っている。

各機関の昇格について、定数配布を速やかに実施するよう通知を出し、指導をしている。また、級別定数の配分時期については、できるだけ早期に行えるように努力してきた。今年は、昨年より一日早く行った。人事院協議を必要としたものについてもかなりの改善をしたと思っている。

全大教 行(二)各職種の退職時級を改善すること。そのためひきつづき付加業務の考慮をはじめ部下数条項の大幅な改善に努力すること。

文科省 行(二)職員の昇格について、国立学校における定員事情、組織状況等を考慮して従前より付加業務の考慮、部下数制限の緩和等、各種制限の緩和、撤廃を人事院に対して要求している。H14年度については、一部の級についてであるが部下制限の緩和がはかられた。該当人数については、多くはないが改善がはかられた。

全大教 医療各職についても、職場状況なども考慮するとともに、各大学等機関からの要望に応じた改善が可能となるよう努力すること。

文科省 医療職の改善について、従来から職員の職務内容の変化等、在職の実態を考慮するとともに各機関からの要望にも充分配慮した上で人事院に対して必要な級別定数の改善を要求してきたし、そういう査定を頂いていると思っている。

2. 行(一)の職・級と文科省定数配分基準

(注) 在級年数、号俸、在職歴(一部を除く)は2003年4月1日時点、年齢は2003年度中に達する年齢。昇格月は、原則として4月1日付けです。改善された点はアンダーラインにしています。

職・級	文科省定数配分基準	全大教コメント
係長・専門職員 6級 *係長は、事務、施設系技術職員	在級6年。 退職2年前、在級4年。退職1年前、在級2年。	
図書係長 6級	事務職員及び施設系技術職員の係長に比べて良い。	
係長 5級 *係長は、事務、図書、施設系技術職員の係長	年齢42歳以上は <u>在級5年以上</u> (昨年は在級6年以上)、係長歴4年以上。 年齢47歳以上は <u>在級4年以上</u> (昨年は在級5年以上)、係長歴4年以上。 年令50歳以上は <u>在級4年以上、係長歴3年</u> (昨年は、在級10年以上、係長歴3年以上又は <u>在級4年</u> 、係長歴4年。)	図書系係長については、従来、年齢と在級、号俸制限をかけていたが、号俸制限が廃止された。 在級10年以上という縛りを廃止、在級4年、係長歴3年で統一され、改善がはかられた。
係長 4級 *係長は、事務、図書、施設系技術職員の係長	在級2年以上。	
主任 4級 *主任は、事務、施設系技術職員の主任	35歳以上は主任歴1年(年度途中一年を含む) 45歳以上は主任歴6ヶ月(年度途中6ヶ月を含む) *主任歴1年及び6ヶ月の昇格月は、1年及び6ヶ月に達した以後の最初の昇給月。	
技術専門職員 6級	<u>在級8年以上</u> (昨年は56歳在級9年以上) 退職2年前、在級4年の定数及び退職1年前、在級2年の定数並びに在級年数による定数が各大学に配布。	従来56歳以上は、在級9年以上という縛りであったものが、年齢枠がはずされ在級が1年短縮された。
技術専門職員 5級	<u>在級8年</u> 。 <u>50歳以上は在級6年以上</u> (4級18号俸以上という昨年までの号俸制限を廃止)	従来、在級年数と年齢に加えて号俸の制限を加えられていたがこれが廃止された。
技術専門職員 4級	1種については従来通り。 2種、 <u>35歳は在級6年</u> (36歳在級6年3級 10号俸以上) 3種、 <u>35歳は在級7年</u> 又は、 <u>36歳</u> 、在級7年、(36歳以上は在級7年又は、37歳以上在級6年。3級10号俸以上。) その他、 <u>36歳以上は在級7年</u> (37歳は在級7年3級10号俸以上)	2種は、号俸の縛りの廃止と年齢が1歳下げられた。 3種は、いずれも年齢が1歳下げられ、号俸制限が廃止された。 その他は、年齢が1歳下げられ、号俸制限が廃止された。
事務、図書、技術 3級	2級6号俸6ヶ月経過の者で年度途中になったものを含めて全員、昇格できる定数を配分。	
事務、図書、技術 2級	1級7号俸12ヶ月経過の者は全員(年度途中に基準に達した者を含む)昇格できる定数を配分	

3. 医療職(三)の職・級と文科省定数配分基準

医療(三)は、職名給であり、個別人事院協議で昇格するのが原則です

職・級	文科省定数配分基準
4級=正看護師長、困難な業務処理の看護師長	人事院協議(別定):看護師長在級一年。 看護師長、部下数の大幅緩和。
3級=副看護師長	看護師長、副看護師長と同時発令。
学校看護師 3級	2級25号俸以上、年齢53歳以上、経験20年以上で各大学・高専等1名。 55歳以上、経験年数15年。

4. 医療職(二)の職・級と文科省定数配分基準

(5級以上は人事院協議)

職・級	文科省定数配分基準
診療放射技師・臨床検査技師 4級	42歳以上の主任、在級2年以上。副技師長の場合、在級は2年。
診療放射技師・臨床検査技師 3級	主任は在級6年。主任でない場合は44歳、在級5年の全員。
理学療法士・作業療法士 4級	長は、在級3年。部下ありは、45歳、在級3年。
理学療法士・作業療法士 3級	主任(部下あり)優先、年齢38歳、在級7年、2級10号俸以上。
栄養士 4級	部下あり優先、42歳以上、在級3年、3級12号俸以上の総合判断。
栄養士 3級(学校栄養士含む)	部下あり優先、38歳以上、在級10年、2級14号俸以上の総合判断。
学校栄養士 4級	55歳以上で在級15年を目途。
薬剤師 5級	一部の基準を緩和。
薬剤師 4級	主任の場合、在級2年、3級5号俸以上。 主任でない場合、38歳以上、在級9年をベース。
薬剤師 3級	2級6号俸以上、在級5年。
(一部省略)	(一部省略)

5. 文科省が大学・高専等の推薦に基づいて個別氏名で昇格を決める職と級

(注)昇格月は、原則として4月1日付。

(1) 定年退職時の主任 5級 (57歳から60歳)

(2) 小人数の職と級

- 役職者でない図書館職員の定年1年前6級
- 役職者でない図書館職員の5級
文科省選考基準:50歳以上、在級6年以上、4級16号俸以上。
- 役職者でない図書館職員4級
文科省選考基準:37歳以上、在級6年(選考7年)以上。司書補 38歳、在級6年(選考7年)
- 主任でない施設系技術職員4級
文科省選考基準:45歳以上、在級8年以上。

「技術専門官7級」については、各機関に配分された定数から各機関の判断で昇格者を選考できこととなり、また、「技術専門官暫定8級」、「図書館専門員7級」については、人事院協議によって選考される。

<Q 国立大学法人になると、職員の勤務時間をフレックスタイムにすることができるのかしら? >